

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、使用済タオルの分別作業等に従事していたが、平成〇年〇月〇日に使用済タオルが詰め込まれた布袋を大型のかご台車に積み重ねる作業に従事していたところ、布袋を持ち上げた際に左膝を捻り負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、本件事故の翌日にB病院に受診し、「左膝関節捻挫」と診断されて加療を受け、同年〇月〇日からはC病院に転医し、「左膝内側半月板損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され通院治療を継続した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間（以下「本件請求期間」という。）に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人が医療機関に通院した日を除いて、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件請求期間に係る休業補償給付のうち、通院日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人の休業の必要性について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「就業治療可能見込みは平成○年○月○日。」と述べ、また、E医師も、平成○年○月○日付け意見書において、「就業治療可能見込みは平成○年○月○日。」と述べている。当審査会において関係資料を再度詳細に検討するも、請求人が平成○年○月○日以降、労働することができない状態にあったことを証明する新たな事実は認められない。

また、平成○年○月○日以降は、月に1回から3回程度の受診であり、この間、医師からの指示によって休業していた事実も認められず、通院日を除いた期間について、休業補償給付の支給要件である「療養のため労働することができなかつた」状態にあったものと認めることはできないことから、当審査会は、F医師が平成○年○月○日付け意見書で述べているとおり、同日以降の休業は治療のための通院日のみに限定されるのが妥当と判断する。

#### 3 以上のとおり、本件請求期間の一部については、休業補償給付の支給要件に該当しないことから、監督署長が請求人に対してした、休業補償給付の一部を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。